

定期試験

追試験について

定期試験期間中（2017年1月23日～）に実施される試験を止むを得ない事情で欠席した学生は、下記により追試験の申請をすることができる。

記

1. 追試験日 **2017年2月3日（金）**
 10：00開始 201教室

2. 申請資格
 - (1) 病気、列車遅延、事故等不測の事態による場合
 - (2) 他学部公開科目の試験とかさなった場合
※試験日には他学部公開科目を受け、経済学部科目を追試とすること。
 - (3) 就職試験による場合（会社説明会は不可）
 - (4) 指定試験合格者奨励金，L・U キャリアアップ奨励金対象試験の受験日と重なった場合

3. 申請手続
以下の2点を期間内に事務課へ提出すること。
 - (1) 「**試験欠席届**」（事務室備付の所定書式）
 - (2) 「**診断書**」「**遅延証明書**」「**人事部による証明書**」等の証憑書類。
就職試験の場合は「**人事部による証明書**」等公的な証明書（「日時」・「会社説明会ではなく面接あるいは試験であること」を明記の上、「会社の公印」が必要）を提出すること。事務課とHPに書式あり。

4. 申請期間・取扱時間
2017年1月23日（月）～1月30日（月）期間外は受け付けない
月曜～金曜 9：00～17：00 / 土曜日 9：00～12：00

※追試は、止むを得ない事情で試験を受験できなかった場合で、かつその証明ができる場合のみ対象となります。成績が不良だったという理由は対象にならないので注意すること。

※いかなる理由があっても、追試の追試は実施しない。

- 注1) 列車の遅延の場合、試験日に自宅（大学登録住所）から大学に向かう場合に限ります。通学経路以外での遅刻は追試対象になりません。また、遅れた時間以上の遅延証明を駅で受領したものでなければ認められません（鉄道会社のホームページから取得できる遅延証明では追試の申請はできません）。
- 注2) 事故等の場合、公共交通機関を使用して起こったものに限ります。自転車やバイク等で通学し、自分で事故を起こした場合や事故に巻き込まれた等は認められません。
- 注3) **1月31日(火)の「多摩地域形成論」の追試験申請については、試験当日が追試験申請期限となる。** 病気等の理由によりこの日に大学に来られない場合は、同日のできるだけ早い時間に経済学部事務課に電話（042-783-2501）の上、指示を受けること（17時以降は受付不可）。
- 注4) 他学部公開科目と経済学部科目の試験日が重なった場合には、試験日に他学部公開科目の試験を受け、経済学部科目は追試の申請をすること。
- 注5) レポートの場合は事務課より個別に連絡する。
- 注6) 試験範囲・参照等は原則定期試験と同様となる。申請受付後、変更があった場合は事務から連絡する。
- 注7) 他学部で行われる科目の追試験の申請手続きも経済学部事務課へ申し出ること。
- 注8) 身内に不幸があった場合には、葬儀の会葬礼状等、日時と場所が明記されているものを持参すること。

以上